

令和4年度

第4回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和4年7月27日

石巻市農業委員会

第4回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和4年7月27日 午後 1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会
挨 拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農家相談委員会委員長報告について

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第 4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第 5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の失効について

日程第 3 議案第 1号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 4 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて

日程第 5 議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 4号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 8 議案第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 9 議案第 7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第10 議案第 8号 石巻市農地利用状況調査等実施要綱の一部改正について

閉 会

出席委員（18名）

1番	近藤茂	委員	2番	山田慧子	委員
3番	安部秀逸	委員	4番	佐々木文彦	委員
5番	佐藤克美	委員	6番	高橋由佳	委員
7番	武山勝	委員	8番	高橋千代恵	委員
9番	伏見さと子	委員	10番	佐々木洋	委員
11番	遠藤章一	委員	12番	岡田正男	委員
13番	今野真理	委員	14番	後藤嘉伸	委員
15番	前野利春	委員	16番	今野勝夫	委員
17番	日野智	委員	18番	伏見晃也	委員

欠席委員（1名）

19番 三浦孝一 委員

出席農地利用最適化推進委員（17名）

20番	山田信悦	委員	21番	木村和広	委員
22番	保原政美	委員	23番	木村富雄	委員
24番	武山礼二	委員	25番	三浦和恵	委員
26番	首藤勝博	委員	27番	山口修一	委員
28番	齋藤忠直	委員	29番	佐々木勝行	委員
30番	佐藤晴夫	委員	31番	渡邊孝彦	委員
33番	石川雅洋	委員	35番	勝又功	委員
36番	西條健一	委員	38番	西條勲	委員
39番	阿部正展	委員			

欠席農地利用最適化推進委員（3名）

32番 高橋信一 委員
34番 山田茂樹 委員
37番 榑田有司 委員

事務局職員出席

渋谷幸伸	事務局 局長	高橋伸明	事務局 次長
渡辺和子	事務局 局長補佐 兼 農地係 長	齋藤敏幸	主 幹

村上 浩 則 主 幹
菅 井 泰 弘 主 任 主 事
門 間 桃 子 主 事

山 本 万 里 主 任 主 事
若 井 慎 太 郎 主 事

○渋谷幸伸事務局長 ただいまから令和4年度第4回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○渋谷幸伸事務局長 総会開会に当たりまして、伏見会長職務代理者から挨拶を申し上げます。

○伏見晃也会長職務代理者 — 挨拶 —

○渋谷幸伸事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則、今回は第7条第2項の規定によりまして会長職務代理者が臨時に議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、伏見会長職務代理者、お願いいたします。

午後1時32分 開会

○議長（伏見晃也会長職務代理者） それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行へご協力をお願いいたします。

ただいまの出席農業委員は18名、推進委員は17名であります。三浦会長及び高橋信一推進委員、山田茂樹推進委員、榊田有司推進委員から欠席の報告がありました。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

◎議事録署名委員の指名

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号7番武山勝委員、8番高橋千代恵委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上、発言をお願いいたします。

◎報告第1号～報告第5号

○議長（伏見晃也会長職務代理者） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 農家相談委員会委員長報告について、農家相談委員会、佐藤克美委員長から報告を願います。

○佐藤克美農家相談委員長 それでは、報告いたします。

令和4年7月15日に開催した農家相談委員会における新規就農に関する相談案件はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） ただいま農家相談委員会委員長から新規就農に関する相談はない旨の報告がありましたので、報告第1号を終了いたします。

次に、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてから報告第5号 農業経営基盤

強化促進法に基づく農用地利用集積計画の失効についてまでを一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） なしの声がございますので、一括して報告いたします。

事務局より報告願います。

○渡辺和子事務局長補佐兼農地係長 それでは、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告いたします。

議案書は、2ページから11ページです。今月の受理件数は20件で、解約の理由は転用のための3件、貸人の都合のための3件、農用地利用集積計画による売買のための2件、耕作者変更のための11件、借人の都合のための1件でございます。

続きまして、報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてご報告いたします。議案書は12ページです。今月の受理件数は2件で、転用目的は住宅敷地及び公衆用道路とするものが1件、住宅敷地とするものが1件でございます。

続きまして、報告第4号 農地法第5条第1項第7号による届出についてご報告いたします。議案書は13ページから14ページです。今月の受理件数は4件で、転用目的は仮設工事事務所敷地とするものが1件、駐車場敷地とするものが1件、分譲住宅敷地とするものが1件、事務所敷地とするものが1件でございます。

続きまして、報告第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の失効についてご報告いたします。議案書は15ページです。対象は、令和4年4月28日公告の売買案件で、対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われなかったため、農用地利用集積計画に基づく法関係が失効したものでございます。

以上でございます。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 以上で報告第2号から報告第5号までを終了いたします。

◎議案第1号

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 次に、日程第3、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明を願います。

○村上浩則主幹 議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてご説明いたします。

議案書は、16ページから17ページです。初めに、番号1、申請地は農振農用地の区域外にある土地で、登記地目は畑、現況は宅地となっております。昭和46年に住宅を建て替えたときから住宅敷地として利用してきており、20年以上経過した土地であります。

次に、番号2、申請地は農振農用地の区域外にある土地で、登記地目は畑、現況は宅地となってお

ります。昭和45年に住宅を建築した際に、住宅の一部として利用してきており、20年以上経過した土地であります。

次に、番号3と番号4、申請地が隣接し関連していることから一括して説明いたします。いずれも農振農用地の区域外にある土地で、登記地目は田、現況は宅地となっております。転用許可を受け、転用許可どおりに建物を建築し非農地となったものと、うち建物の一部が農地にまたがっていたものです。いずれも20年以上経過している土地であります。

次に、番号5と番号6、申請地が隣接して関連していることから一括して説明いたします。いずれも農振農用地の区域外にある土地で、登記地目は田、現況は宅地となっております。昭和50年頃に牛舎を建てて、その敷地としていたものです。いずれも20年以上経過した土地であります。

以上でございます。

○議長（伏見晃也会長職務代理人） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会、高橋千代恵委員長から報告をお願いいたします。

○高橋千代恵農地調査委員長 それでは、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてご報告申し上げます。

7月19日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け、現地調査などを行いました。現地調査を踏まえ、申請書の内容を審議した結果、今後とも農地として利用される可能性はなく、非農地として証明することにつきましてはやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（伏見晃也会長職務代理人） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理人） なしの声がございますので、採決いたします。

本案6件について、願い出のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理人） 異議なしと認め、本案6件について願い出のとおり証明書を交付することに決しました。

◎議案第2号

○議長（伏見晃也会長職務代理人） 次に、日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可の取消しについてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明を願います。

はい、どうぞ。

○齋藤敏幸主幹 それでは、ご説明いたします。資料は、22ページから23ページとなります。

本件は、令和3年8月27日付で農地法第3条の規定による許可をした、譲渡人、[REDACTED]と譲受人、[REDACTED]の親子間贈与でございます。許可の取消し理由は、譲受人は、同時期に他者から農地の贈与を受けるため、農地法第3条の許可申請を行ったが、父から贈与を受けることは認識しておらず、申請自体が錯誤であったため、許可の取消し願の提出があったものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農家相談委員会、佐藤委員長から審査結果について報告を願います。

○佐藤克美農家相談委員長 それでは、報告いたします。

さきの農家相談委員会におきまして、農地法第3条の規定による許可の取消しについて事前審査を行いました。審査に当たり、事務局より関係書類に基づき取消し理由について説明を受け、慎重に審議、審査したところ、許可の取消しはやむを得ないものと判断いたしました。

以上でご報告申し上げます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、願い出のとおり許可を取り消すことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 異議なしと認め、本案について願い出のとおり許可を取り消すことに決しました。

◎議案第3号

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 次に、日程第5、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明をお願いします。

○齋藤敏幸主幹 議案書の24ページを御覧ください。番号1番と番号2番は、譲渡人の耕作困難のための売買です。番号1番の申請地は、畑1筆、面積730㎡です。

番号2番の申請地は、畑1筆、面積458㎡です。

番号3番は、譲渡人の所有地処分のための売買です。申請地は、畑1筆、面積1,021㎡です。

番号4番、議案書の25ページを御覧ください。番号4番から番号6番は、譲受人の経営規模拡大のための売買です。番号4番の申請地は、畑1筆、面積792㎡です。

番号5番の申請地は、畑1筆、面積935㎡です。

番号6番の申請地は、畑1筆、面積1,756㎡です。

番号7番、議案書は26ページです。番号7番から番号10番は、譲渡人が高齢による耕作困難のための売買です。番号7番の申請地は、畑2筆、合計面積250.68㎡です。

番号8番の申請地は、畑1筆、面積364㎡です。

番号9番の申請地は、畑2筆、合計面積1,743㎡です。

番号10番、議案書の27ページを御覧ください。番号10番の申請地は、畑1筆、面積591㎡です。番号11番は、譲受人の真正な登記名義の回復のための贈与であります。申請地は、畑1筆、面積279㎡です。贈与税に関しては、暦年課税を選択することです。

説明は以上でございます。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農家相談委員会、佐藤委員長から審査結果について報告願います。よろしく願います。

○佐藤克美農家相談委員長 それでは、報告いたします。

さきの農家相談委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審議した結果、全ての案件について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） なしの声がございますので、採決いたします。

本案11件について、願い出のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 異議なしと認め、本案11件について願い出のとおり許可を与えることに決しました。

◎議案第4号

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 次に、日程第6、議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明を願います。

事務局。

○村上浩則主幹 議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見についてご説明いたします。

番号1、議案書は28ページです。当初計画者が平成24年12月19日に農家住宅、農作業棟の建築用地として許可を得ましたが、隣接地の不慮の事故等のために計画を変更し、一部を農地として利用し、一部を農業用資材置場とするために計画変更の承認申請をするものです。なお、農地とする部分には

既に葉物野菜が作付されております。

以上でございます。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、高橋委員長から審査結果について報告を願います。よろしく願います。

○高橋千代恵農地調査委員長 それでは、議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見についてご報告申し上げます。

さきの農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け、資料の精査を行いました。承認基準に基づいて申請書の内容を審議した結果、申請案件について承認相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議よろしく願います。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 異議なしと認め、本案について承認相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

◎議案第5号

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 次に、日程第7、議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明を願います。

事務局。

○村上浩則主幹 議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

議案書の30ページを御覧ください。番号1、駐車場とするための転用です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にあり第1種農地ですが、不許可の例外規定である集落接続に該当します。なお、既に転用されていることから始末書が提出されております。

次に、番号2、もみ殻保管施設とする転用です。農地区分は、農用地区域で用途区分が農業用施設用地となっております。なお、既に転用されていることから始末書が提出されております。

次に、番号3、精米所の駐車場とする転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。なお、既に転用されていることから始末書が提出されております。

次に、番号4、31ページです。農業用資材置場とする転用です。先ほどの転用計画変更に伴うもの

です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

以上でございます。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、高橋委員長から審査結果について報告を願います。

○高橋千代恵農地調査委員長 それでは、議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご報告申し上げます。

さきの農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受けて、現地調査を行いました。現地調査を踏まえ、許可基準に基づいて申請書の内容を審議した結果、申請案件について許可相当なものとは判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） なしの声がございますので、採決いたします。

本案4件について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 異議なしと認め、本案4件について許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第6号

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 次に、日程第8、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明を願います。

事務局。

○村上浩則主幹 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等について説明いたします。

議案書の36ページを御覧願います。番号1、農家住宅用地とする転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

次に、番号2、太陽光発電の施設のための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

次に、番号3、太陽光発電の施設のための転用です。農地区分は、市街化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地に該当します。

次に、番号4、37ページです。社会福祉施設の建設のための転用です。農地区分は、10ha以上の広

がりのある一団の農地の区域内にあり第1種農地ですが、不許可の例外規定である集落接続に該当します。なお、既に一部が転用されていることから始末書が提出されております。

次に、番号5、38ページです。住宅用地のための転用です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にあり第1種農地ですが、不許可の例外規定である集落接続に該当します。

次に、番号6、39ページから41ページです。小規模多機能型居宅介護施設等建築のための転用です。農地区分は、市街化が見込まれる区域内にある農地であることから第2種農地に該当します。

次に、番号7、番号6の工事に当たり必要とする駐車場、資材置場のための一時転用です。農地区分は、市街化が見込まれる区域内にある農地であることから第2種農地に該当します。

以上でございます。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、高橋委員長から審査結果について報告を願います。

○高橋千代恵農地調査委員長 それでは、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご報告申し上げます。

さきの農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け、現地調査を行いました。現地調査を踏まえ、許可基準に基づいて申請書の内容を審議した結果、申請案件について許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） なしの声がございますので、採決いたします。

本案7件について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 異議なしと認め、本案7件について許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第7号

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 次に、日程第9、議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案書は、48ページから58ページになります。事務局から議案の内容について説明を願います。事務局。

○若井慎太郎主事 それでは、ご説明いたします。

別冊1、令和4年度農用地利用集積計画一覧表を基にご説明させていただきますので、お手元にご

用意ください。資料の1ページを御覧ください。初めに、宮城県農地中間管理機構を通した一括方式による利用権設定は5件で、計43筆、合計面積は5万2,028.03㎡です。

貸借期間は10年で、10a当たりの賃借料は1万8,000円です。

また、米による物納は60kgとなっております。

次に、相対による利用権設定については3件で、計19筆、合計面積は1万6,252㎡です。

貸借期間は10年で、10a当たりの賃借料は、米による物納、45kgとなっております。

次に、資料の2ページを御覧ください。所有権移転については7件で、計12筆、合計面積は9,269.32㎡です。

10a当たりの売買単価は、15万6,250円から40万円です。

以上でございます。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、高橋委員長から審査結果について報告をお願いいたします。

○高橋千代恵農地調査委員長 それでは、議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご報告申し上げます。

さきの農地調査委員会におきまして、農業経営基盤強化促進法に基づき、申出のありました農用地利用集積計画について検討いたしました。利用権の設定を受けるもの及び所有権の移転を受けるものは、いずれも耕作に必要な労働力、農機具などが備わっている認定農業者などであります。

検討した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、中間管理事業による一括方式の5件、利用権設定の3件、所有権移転の7件について、異議がないことを確認いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） ただいま事務局説明及び農地調査委員会の委員長報告がありました。

初めに、一括方式について審議いたします。議案書48ページから52ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） なしの声がございますので、採決いたします。

本案一括方式5件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 異議なしと認め、本案一括方式5件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、利用権設定について審議いたします。議案書53ページから55ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理人） なしの声がございますので、採決いたします。

本案利用権設定3件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理人） 異議なしと認め、本案利用権設定3件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、所有権移転について審議いたします。議案書は、56ページから58ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理人） なしの声がございますので、採決いたします。

本案所有権移転7件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理人） 異議なしと認め、本案所有権移転7件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第8号

○議長（伏見晃也会長職務代理人） 次に、日程第10、議案第8号 石巻市農地利用状況調査等実施要綱の一部改正についてを議題といたします。

議案書は59ページになります。事務局より議案の内容について説明を願います。

どうぞ。

○高橋伸明事務局次長 それでは、石巻市農地利用状況調査等実施要綱の一部改正について説明いたします。

今回の一部改正は、農地利用状況調査等において、調査実態に合わせた項の追加及び様式の必要項目の見直しによる内容の修正や加除等、整理を行うものであります。

それでは、改正内容について説明いたしますので、本日お配りした資料2、実施要綱の改正後全文をご用意願います。初めに、1ページの第6条関係で、利用意向調査の実施時期は毎年11月から翌年1月までの期間と定めているところでありますが、アンダーラインの部分の第2項として、「前項の実施時期は、特別の事情がある場合は、調査区ごとに異なる時期を設定することができる」という文言を加えるものです。これは、第4条で規定している利用状況調査と同様にするものです。

次に、2ページの第9条の（2）の部分で「利用意向調査書（様式第3号）を用い、」を削っておりますが、この様式第3号は農地所有者に対する通知分と回答用紙であり、毎年のように内容変更があるため、要綱で規定することになじまないと判断できるためであります。

次に、第9条の第2項は、前段で説明した様式第3号を削ったため、様式第4号が第3号に繰り上

がるための改正です。

次に、3ページの第12条第2項は、「農地に関する相談支援・指導記録簿（様式第5号）に」を削っておりますが、様式第5号についても、そのときそのときにより使いやすいよう様式の変更をその都度行っており、様式第5号も要綱で規定するにはなじまないと判断できるためであります。

次に、様式の一部改正ですが、資料1、新旧対照表を準備願います。1ページを御覧願います。左右対称の見開きになっておりますが、左側のページが新たに改正しようとする様式であり、右側のページが現行の様式となっております。以下全て同様の形式となっております。

3ページを御覧願います。様式1については、補助員証の様式ですが、これは年号を削るものです。様式関係については、条例や要綱で規定する際は、年号を記入しないのが一般的となっておりますことから、年号を削るものです。

次に、5ページを御覧願います。様式2については、内容項目の変更修正による一部改正です。

7ページ及び9ページの様式第3号は、先ほど説明したとおり通知文等であり、要綱で規定するにはなじまないため削除するものです。

11ページについては、様式第4号が第3号に繰り上がるものですが、様式の内容については、印鑑の捺印部分を削るなど一部改正しております。

次に、13ページの様式第5号については、毎年内容変更が著しいため、要綱で規定することになじまないため削除するものです。

次に、附則であります。本要綱の施行期日を令和4年8月1日とするものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） なしの声がございますので、採決いたします。

本案は原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎閉 会

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これもちまして令和4年度第4回石巻市農業委員会定例総会に係る議事を終了いたします。

午後2時09分 閉会